多賀町お試し住宅事業実施要綱

平成29年11月14日要綱第25号

（趣旨）

第１条 この要綱は、多賀町に移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）を対象に、一定期間、地域の気候風土に触れながら生活体験できる機会を提供することにより、多賀町への移住の促進を図るため、多賀町お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称および位置）

第２条　お試し住宅の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大滝地区お試し住宅「川相みら家」	多賀町大字川相163番地

（資格）

第３条　お試し住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　移住検討者

（２）　貸付申請をする日において、中学生以下の者がいる世帯または母子健康手帳の交付を受けている者

（３）本町に住民登録を行っていない者

（４）過去に本町のお試し住宅を利用したことがない者

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（貸付申請）

第４条　お試し住宅を借り受けようとする移住検討者は、多賀町お試し住宅貸付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）、誓約書（様式第２号）および移住検討者の身分を証明する書類の写しを添えて、申請受付期間内に町長に提出しなければならない。

（貸付けの許可）

第５条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、当該申請書を提出した移住検討者（以下「借受希望者」という。）に対し、多賀町お試し住宅貸付許可書（別記様式第３号）を交付するものとする。

２　町長は、前条の申請書に記載された利用期間が重複する申請書が提出されたときは、抽選により決定する。

３　町長は、第１項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

（貸付けの手続）

第６条　前条第１項に規定する許可書の交付を受けた借受者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

（１）住民票謄本の提出

（２）借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に規定する契約を、多賀町お試し住宅定期賃貸借契約書（様式第４号）により町長と締結すること。

２　町長は、前項に規定する契約を締結しようとするときは、借受者に対し、あらかじめ借地借家法第38条第２項の規定による説明をするものとする。この場合において、交付する書面は、多賀町お試し住宅定期賃貸借契約についての説明書（様式第５号）とする。

３　借受者は、前項の説明を受けたときは、多賀町お試し住宅定期賃貸借契約についての説明に係る確認書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（貸付期間）

第７条　お試し住宅の貸付期間は、１年以内とし、前条に規定する契約において定めるものとする。ただし、複数年度にわたる貸付けは行わないものとする。

２　お試し住宅の貸付開始日は、多賀町の休日を定める条例（平成元年多賀町条例第20号）に定める町の休日以外の開庁日であって、貸付開始日の午後３時から午後５時までとする。

３　お試し住宅の貸付終了日は、多賀町の休日を定める条例に定める町の休日以外の開庁日であって、貸付期間満了日の午前10時から午後１時までとする。

（貸付料等）

第８条　お試し住宅の貸付料等は、次のとおりとする。

契約期間	貸付料	納付日	光熱水費等の負担
１日以上１月未満	１日　1,500円	契約締結日	多賀町
１月以上１年以内	１月　20,000円	最初の１月　契約締結日	借受者
		上記以降　当該月の10日まで	

２　前項により納められた貸付料は、還付しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなった場合は、その全部または一部を還付することができるものとする。

（借受者の遵守事項）

第９条　借受者は、お試し住宅およびその敷地を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　本要綱の趣旨に反する使用を行わないこと。

（２）　暴力団員または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に使用させないこと。

（３）　第三者に対し、お試し住宅もしくはその敷地を転貸し、もしくは使用させ、または第６条第１項の規定により締結した契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づく権利を譲渡しないこと。

（４）　留守時または就寝時には、必ず施錠するなど本物件を善良に管理すること。

（５）　本物件およびその周りの清掃、除草および除雪を適宜行い、本物件を適正に管理するとともに、居住環境の整備をすること。

（６）　ごみを適切に処理すること。

（７）　火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあっては、水道の凍結防止に配慮すること。

（８）　お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の承諾を得ること。

（９）　お試し住宅の増築もしくは改築または模様替えをしないこと。

(10)　その他本物件の借受けに関し、町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第10条　借受者は、お試し住宅およびその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　許可した者以外の同居

（２）　物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為

（３）　事業または営業

（４）　興行、展示会その他これに類する催し

（５）　文書、図書その他の印刷物の掲示または配布

（６）　政治活動または宗教活動

（７）　動物の飼育

（８）　周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

（９）　建物の建築または工作物の設置

(10)　お試し住宅内での喫煙

(11)　その他お試し住宅の使用にふさわしくない行為

（契約の解除）

第11条　町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該借受者との間に締結した賃貸借契約を解除することができる。

（１）　前２条の規定に違反する行為があったと認めたとき。

（２）　第14条に規定する損害を賠償しないとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、賃貸借契約に違反したとき。

（４）　第３条の規定に該当しなくなったとき。

（明渡し）

第12条　借受者は、貸付期間が満了したときまたは前条の規定に基づき賃貸借契約が解除されたときは、直ちにお試し住宅およびその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、お試し住宅およびその敷地を原状に回復しなければならない。

２　借受者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容および方法について、町長の指示に従わなければならない。

３　町長は、借受者が第１項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、借受者の負担において、これを行うことができる。この場合において、借受者は、何ら異議を申し立てることはできない。

（立入り）

第13条　町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅およびその敷地に立ち入らせることができるものとする。

２　借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

（損害賠償）

第14条　借受者は、故意または過失により住宅、設備、備品その他の物件を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第15条　町は、お試し住宅およびその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅およびその敷地内で発生した事故に対しては、その賠償の責めを負わないものとする。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。